＜親権者変更審判（親権者行方不明・死亡等の場合）を申し立てる方へ＞

１　概要

　離婚の際に未成年の子がいる場合には，父母の合意で親権者を定めることができますが，親権者の死亡，行方不明などの事由により，親権者を他方の親に変更するためには，家庭裁判所の審判が必要です。家庭裁判所は，申立てにより，未成年者の福祉のために必要があると認めるときに，審判によって，親権者を他方の親に変更することができます。

　＊　なお，審理の過程で，相手方の所在が判明した場合には，「親権者変更（親権者行方不明・死亡等を除く。）調停（審判）を申し立てる方へ」を参照してください。

２　申立てに必要な費用

□　収入印紙・・対象となる子（未成年者）１人につき1,200 円

□　連絡用の郵便切手・・100円×2枚，84円×8枚，10円×14枚，1円×10枚（合計1,022円分）

３　申立てに必要な書類

□　申立書３通

→なお，裁判所の窓口に３枚複写式の申立書用紙がありますので，ご利用ください。

□　事情説明書１通

□　連絡先等の届出書１通

□　進行に関する照会回答書１通

□　申立人，子（未成年者）の父母，子（未成年者）の戸籍謄本(全部事項証明書)各１通

→戸籍謄本等は３か月以内に発行されたものを提出してください｡

　□　親権者の死亡，行方不明等を証する資料（戸籍附票，診断書等）

　　＊　事案によっては，このほかの資料の提出，書面の作成をお願いすることがあります。

４　手続で必要な書類等の提出方法等（書類等はＡ４サイズで提出してください。）

・　書類等を提出するときは，裁判所用以外に申立人用の控えを作成して，審判期日には，この控えを持参してください。

　　なお，相手方の所在が判明したような場合には，相手方の写しも提出していただくことになります。

* 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で，家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は，マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー２通全て同様に作成してください。）
* マスキングができない書面については，「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し，その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に，裁判官が，相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

５　提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

　申立人の提出した申立書については，法律の定めにより相手方に送付しなければならないとされていますが，相手方が所在不明の場合には，法律に基づいて公示送達という手続を行うことが必要となります。審判手続では，法律の定める除外事由に当たらない限り，相手方が閲覧・謄写の申請をすれば必ず許可されることになります。

６　申立先

審判の場合には子の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

子の住所地が東京都内の場合の申立先は，次のとおりです。東京都以外の場合の管轄については，**裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域**をご覧ください。

|  |  |
| --- | --- |
| （子の住所地） | （申　立　先） |
| 東京２３区内，三宅村，御蔵島村，小笠原村 | 東京家庭裁判所（本庁） |
| 八丈島，青ヶ島村 | 東京家庭裁判所八丈島出張所 |
| 大島町，利島村，新島村，神津島村 | 東京家庭裁判所伊豆大島出張所 |
| 上記以外の市町村（多摩地区） | 東京家庭裁判所立川支部 |

　注　家事事件手続（調停，審判，調査等）においては，録音・録画・撮影は禁止されています。